

総行住第 119 号  
令和元年 11 月 19 日

各都道府県総務部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長  
( 公 印 省 略 )

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について (通知)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第 37 号)の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領(昭和 49 年自治振第 10 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知)の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村(特別区を含む。)に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 印鑑登録証明事務処理要領の一部改正

印鑑登録証明事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

第 2 実施期日

この通知は、令和元年 12 月 14 日から実施する。

担当：総務省自治行政局住民制度課  
坂場係長、川上官、濱田官  
03-5253-5517 (直通)  
03-5253-5592 (FAX)  
juki@soumu.go.jp (メール)